

# 島根県立平田高等学校と平田商工会議所との連携協力に関する協定書

島根県立平田高等学校（以下「甲」という。）と平田商工会議所（以下「乙」という。）は、若い世代の発想力や行動力を活かし、活力ある平田地域の形成・発展のため、様々な分野で相互に協力して取り組むため、次のとおり連携協定を締結する。

## （目的）

第一条 この協定は甲と乙が教育とまちづくり・地域振興の分野において相互に協力し、次世代の人材育成と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

## （連携事項）

第二条 甲と乙は、次の事項について協力する。

- (1) 教育の推進及び人材育成に関すること
- (2) まちづくり、地域振興の推進事業に関すること
- (3) 地域課題の解決に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

## （連絡調整）

第三条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に推進するため、甲・乙それぞれに窓口を設置して連携の具体的な内容について協議するものとする。

## （守秘義務）

第四条 甲と乙は本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

## （有効期間）

第五条 本協定の有効期間は、協定の日から1年後の日が属する年度の末日までとする。ただし有効期間満了の日から2カ月前までに甲または乙から改定の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （その他）

第六条 上記に定めのない事項で必要な事項については、甲と乙が協議して別に定める。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名のうえ、各々一通を保有する。

平成30年11月9日

甲 島根県立平田高等学校  
学 校 長

坂根昌宏

乙 平田商工会議所  
会 頭

大谷厚郎